別紙3 訴訟費用負担一覧

- 1 原告甲1に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各500分の 37を同原告の負担とする。
- 2 原告甲2に生じた費用の500分の311、被告東芝に生じた費用の 500分の2及びその余の各被告に生じた費用の各500分の4を同原 告の負担とする。
- 3 原告甲3に生じた費用の500分の365、被告東芝に生じた費用の 500分の52及びその余の各被告に生じた費用の各500分の71を 同原告の負担とする。
- 4 原告甲4に生じた費用の500分の330、被告東芝に生じた費用の500分の15及びその余の各被告に生じた費用の各500分の22を同原告の負担とする。
- 5 原告甲5に生じた費用の500分の400、被告東芝に生じた費用の 500分の8及びその余の各被告に生じた費用の各500分の9を同原 告の負担とする。
- 6 原告甲6に生じた費用の500分の316、被告東芝に生じた費用の500分の14及びその余の各被告に生じた費用の各500分の22を同原告の負担とする。
- 7 原告甲7に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各500分の 2を同原告の負担とする。
- 8 原告甲8に生じた費用の500分の312、被告東芝に生じた費用の 500分の9及びその余の各被告に生じた費用の各500分の14を同 原告の負担とする。
- 9 原告甲9に生じた費用の500分の340、被告東芝に生じた費用の 500分の4及びその余の各被告に生じた費用の各500分の7を同原

告の負担とする。

- 10 原告甲10に生じた費用の500分の365、被告東芝に生じた費用の500分の6及びその余の各被告に生じた費用の各500分の9を同原告の負担とする。
- 1 1 原告甲11に生じた費用の500分の487、被告東芝に生じた費用の500分の2及びその余の各被告に生じた費用の各500分の3を同原告の負担とする。
- 1 2 原告甲1 2 に生じた費用の5 0 0 分の4 1 4、被告東芝に生じた費用の5 0 0 分の5 6 及びその余の各被告に生じた費用の各5 0 0 分の6 7 を同原告の負担とする。
- 13 原告甲13に生じた費用の500分の410、被告東芝に生じた費用の500分の70及びその余の各被告に生じた費用の各500分の86を同原告の負担とする。
- 14 原告甲14に生じた費用の500分の369、被告東芝に生じた費用の500分の14及びその余の各被告に生じた費用の各500分の19を同原告の負担とする。
- 15 原告甲15に生じた費用の500分の457及び各被告に生じた費用の8500分の2を同原告の負担とする。
- 16 原告甲16に生じた費用の500分の183、被告東芝に生じた費用の500分の1及びその余の各被告に生じた費用の各500分の3を同原告の負担とする。
- 17 原告甲17に生じた費用の500分の378、被告東芝に生じた費用の500分の8及びその余の各被告に生じた費用の各500分の10 を同原告の負担とする。
- 18 原告甲18に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各500 分の4を同原告の負担とする。

- 19 原告甲19に生じた費用の500分の475、被告東芝に生じた費用の500分の26及びその余の各被告に生じた費用の各500分の27を同原告の負担とする。
- 20 原告甲20に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各500 分の30を同原告の負担とする。
- 21 原告甲21に生じた費用の500分の382、被告東芝に生じた費用の500分の39及びその余の各被告に生じた費用の各500分の52を同原告の負担とする。
- 22 原告ら(ただし、原告甲1、原告甲7、原告甲18及び原告甲20を除く。)及び被告東芝に生じたその余の費用を被告東芝の負担とする。